

不祥事根絶のための取組について

～信頼される学校・教職員であるために～

牛久市立牛久第二小学校長 田中 久弥子

私たち牛久第二小学校に勤務する教職員は、互いのよさを認め 支え合い 高め合う「共育」の実現に全力で取り組み、服務規律のさらなる向上を図ることによって、児童、保護者を含めた地域の方に信頼される学校、教職員集団を目指します。具体的に以下の内容に取り組みます。

1 コンプライアンス推進を自分事として捉える

教育公務員である教職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき義務を負っています。教職員一人一人が正しい認識と使命感をもち、コンプライアンス推進を自分事として捉え、自身の行為が児童はもちろんのこと、地域や社会体に大きな影響を及ぼすということを強く意識し、不祥事ゼロに向けた取組を徹底してまいります。

2 本校コンプライアンス推進に関する組織

- (1) コンプライアンス委員会（月1回） 構成：校長、教頭、教務主任、省令主任、学年主任、係長
・学校として不祥事を起こさない体制を確立するため、倫理観、規範意識の向上を図る研修会の内容や資料について検討します。
- (2) コンプライアンス研修（月1回） 構成：全職員
・管理職が実施する研修に加え、ボトムアップ型の研修により服務規律の確保に向けた研修資料（通知含）、新聞記事等を活用した事例研修を実施します。
- (3) 学校運営協議会研修会（年2回） 構成：コンプライアンス委員、学校運営協議会委員
・本校のコンプライアンス推進の具体的取組を理解していただきます。
・不祥事の未然防止と信頼される学校づくりのための取組について話し合い、助言をいただきます。

3 職員一人一人の意識を高めるために

服務研修を計画的・定期的に確実に実施することより、自分事としての意識を醸成します。また身の回りの整理整頓や諸帳簿の整理等、自己管理を徹底し、チェックシートを活用した定期的点検も実施します。加えて学校だよりやホームページを通じて、保護者にも取組の周知を徹底します。

4 具体的な取組

- (1) 飲酒運転の根絶のために
 - ・「飲酒を伴う場には自車で行かない」ことの徹底
 - ・飲酒を伴う場への参加の際には、帰宅方法について管理職への事前報告
- (2) 体罰・暴言の根絶のために
 - ・体罰禁止についての共通理解（学校教育法第11条・体罰に当たる行為の再確認）
 - ・人権に関する研修を継続し、人権意識の高揚を図る。
- (3) ハラスメント・わいせつ行為根絶のために
 - ・いつでも・どこでも・誰に対しても公平に接することを心がける。（人権教育の充実）
 - ・個人のスマートフォン等の使用制限（児童を撮影しない、SNS等で児童と交流しない）
 - ・教室、トイレ等の整備状況確認、巡回の実施（不要物の整理、カメラ等の有無確認）
- (4) 情報管理における不祥事根絶のために
 - ・個人情報適切な管理、情報発信前の複数職員によるチェック等情報管理体制の徹底（情報持ち出しが必要な場合には、クラウド上で管理）

- (5) 金銭管理における不祥事根絶のために
 - ・取扱規程に則り、厳正・迅速・明瞭な会計処理
- (6) その他
 - ・児童・保護者への相談窓口の周知

5 コンプライアンス委員会：年間計画について

月		担当	内 容
4	コンプライアンス研修①	校長	教育公務員としての自覚 懲戒処分の指針 人権教育の重要性
		教頭	コンプライアンス研修計画について 不祥事未然防止のためのチェックポイント
	コンプライアンス研修②	教頭	個人情報漏洩・紛失・盗難の未然防止
5	コンプライアンス研修③	事務係長	公金等の不正処理等の根絶
6	コンプライアンス研修④	中学年ブロック	体罰・不適切な指導の根絶（具体的事例検討）
7	コンプライアンス研修⑤	高学年ブロック	飲酒運転の根絶（具体的事例検討）
	コンプライアンス研修⑥	校長	わいせつ行為（盗撮等）の根絶
8	コンプライアンス研修⑦	特別支援ブロック	個人情報漏洩の防止（言わない、見せない、持ち出さない）
	学校運営協議会研修会①	校長・教頭	コンプライアンス推進について
9	コンプライアンス研修⑧	低学年ブロック	個人情報漏洩・紛失・盗難の未然防止（成績処理）
10	コンプライアンス研修会⑦	低学年ブロック	体罰・不適切な指導の根絶（具体的事例検討）
11	コンプライアンス研修会⑨	中学年ブロック	その他（校内の施設管理・安全点検について）
12	コンプライアンス研修会⑩	高学年ブロック	飲酒運転の根絶（具体的事例検討）
1	コンプライアンス研修会⑪	特別支援ブロック	体罰・不適切な指導の根絶（具体的事例検討）
2	学校運営協議会研修会②	校長・教頭	今年度の取組について
	コンプライアンス研修会⑫	教頭	教職員の服務に関する基本原則（法的根拠）
3	次年度に向けて	校長	今年度の反省、年度末の事故防止について

*様々な状況に応じて、臨機応変に内容を検討しながら研修を行う。